

# 重 要 事 項 説 明 書

株式会社 みんなの絆  
訪問看護ステーション みんきず



当事業所は利用者に対して、訪問看護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 運営主体の概要

法人名称	株式会社 みんなの絆	
代表者名	代表取締役 高見 勉	
所在地	〒874-0840 別府市大字鶴見3301番地の1	
連絡先	電話:0977-76-5671	FAX:0977-76-5672

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称等及び事業所番号

事業所名称	訪問看護ステーションみんきず	
管理者氏名	狩生 昌代	
所在地	〒874-0840 別府市大字鶴見3301番地の1	
連絡先	電話:080-4186-2038	FAX:0977-76-5672
事業所番号	E-Mail:minkizu@mynnano-K.jp	
事業所番号	4460290499	

### (2) 事業の目的・方針

- 利用者の心身の特性を踏まえて、要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を目的に療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」という）を行う。また、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図る。
- 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 職員体制

従業者の職種	資格	人数 (人)	区分		常勤換算後の 人数	職務内容
			常勤	非常勤		
管理者	看護師	1	1		1	訪問看護計画・報告書作成、運営、教育
訪問看護職員	看護師	常勤換算方法で2.5人以上				訪問看護の提供

### (4) 営業日・時間

営業日	月曜日～土曜日(日曜日、年末年始は除く)
営業時間	8時30分～17時30分

### (5) 事業の実施地域

実施地域	大分市、別府市
------	---------

※上記以外でもご希望の方はご相談ください。

### 3. 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問看護計画書の作成		主治医の指示、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	身体状況、病状の観察や日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いがどのように日常生活に反映されているか一緒に確認していきます。</li> <li>・必要に応じて、体温、脈拍、血圧などの観察を行います。</li> <li>・必要に応じて、処方薬の服用方法の指導や服薬確認を行います。</li> <li>・日常生活動作の観察と支援を行います。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族のお悩み相談</li> <li>・看護・介護の知識や技術の指導</li> <li>・認知症の正しい知識と接し方の説明</li> <li>・医療機関や自治体などの相談窓口の紹介</li> <li>・医師の診察結果を分かりやすく説明 など</li> </ul>

#### (3) 提供するサービスの利用回数・時間について(利用回数)

原則として、1日1回とし週3回まで保険適応となっています。(主治医からの特別な指示は、この限りではありません。)1回の訪問時間は30分程度となっていますが、病状等により原則1時間30分までとさせて頂きます。ただし、病状の悪化に対して適宜応じるものと致します。

### 4. 利用料金

#### (1) 介護保険

##### ① 基本料金

訪問時間	訪問看護				介護予防訪問看護			
	単位数	自己負担／回			単位数	自己負担／回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満	314単位	349円	698円	1048円	303単位	349円	698円	1048円
30分未満	471単位	524円	1047円	1571円	471単位	524円	1047円	1571円
30分以上 60分未満	823単位	915円	1830円	2746円	915円	915円	1830円	2746円
60分以上 90分未満	1128単位	1254円	2508円	3762円	1128単位	1254円	2508円	3762円

②各種加算料金(利用者の状態により算定される項目が違います)

項目	内容	単位数	自己負担分		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (月1回)	必要に応じての緊急訪問対応契約	600単位	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (月1回)		574単位	586円	1,172円	1,758円
複数名訪問看護加算 (30分未満)	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	254単位	260円	519円	778円
	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	201単位	206円	411円	616円
複数名訪問看護加算 (30分以上)	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	402単位	411円	821円	1,232円
	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	317単位	324円	648円	971円
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分以上超えた場合	300単位	307円	613円	919円
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	6単位	7円	13円	19円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2,500単位	2,553円	5,105円	7,658円
初回加算(Ⅰ)	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位	613円	26円	38円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問看護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250単位	286円	511円	766円
看護体制強化加算(Ⅰ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550単位	562円	1,123円	1,685円
看護体制強化加算(Ⅱ)		200単位	205円	409円	613円
看護体制強化加算 (予防訪問看護)		100単位	102円	205円	307円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時		単位数の25%		
深夜加算	22時～6時		単位数の50%		

(2)医療保険

項目	内容	自己負担分/回		
		1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 保健師、助産師、看護師による場合	週3日まで	555 円	1,110 円	1,665 円
	週4日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合	1,28 5円	2,570 円	3,855 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		週3日まで	555 円	1,110 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	同一建物居住者で 同一日複数者	週3日まで	同一日2人	555 円
			同一日3人	278 円
	週4日目以降		同一日2人	655 円
			同一日3人	328 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週3日まで	同一日2人	555 円	1,110 円
		同一日3人	278 円	556円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護・算定要件あり		850 円	1,700 円
				2,550 円
管理療養費	月の初日		767 円	1,534 円
	月の2日目以降 管理療養費1 管理療養費2		300 円	600円
			250 円	500円
精神科基本療養費(Ⅰ)	週3日まで	30分未満	425 円	850円
		30分以上	555 円	1,110 円
	週4日目以降	30分未満	510 円	1,020 円
		30分以上	655 円	1,310 円
				1,530 円
精神科基本療養費(Ⅲ)	同一建物居住者で 同一日複数者 (30分未満の場合 は別)	週3日まで(30分 以上)	同一日2人	555 円
			同一日3人	278 円
	週4日目以降(30 分以上)		同一日2人	655 円
			同一日3人	328 円
				656円
				984円

精神科基本療養費(IV)	外泊中の訪問看護・算定要件あり	850 円	1,700 円	2,550 円
--------------	-----------------	----------	------------	------------

(1) 各種加算料金

項目	内容	自己負担額/回		
		1割	2割	3割
24 時間対応体制加算(月 1 回)	(イ)24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みが行われている	680 円	1,360 円	2,040 円
	(イ)以外	652 円	1,304 円	1,956 円
緊急訪問看護加算(月 1 回)	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	月 14 日目まで 月 15 日目以降	265 円 200 円	530 円 400 円
精神科緊急訪問看護加算(月 1 回)				600 円
夜間・早朝訪問加算	6 時~8 時・18 時~22 時	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時~6 時	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者・特別な管理を必要とする者は 週 1 回、15 歳未満の超重症児・準超重症児、15 歳未満の医療的ケア時は週 3 回	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算 *看護師等と同時(看護師、保健師、理学・作業療法士) 週 3 日を限度	週 1 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円
	週 2~3 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	300 円	600 円
		同一敷地内 3 人以上	270 円	540 円
	1 日に 2 回	同一敷地内 2 人まで	600 円	1,200 円
		同一敷地内 3 人以上	540 円	1,080 円
	1 日に 3 回以上	同一敷地内 2 人まで	1,000 円	2,000 円
		同一敷地内 3 人以上	900 円	1,800 円
複数名精神科訪問看護加算	1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円
	1 日に 2 回	同一敷地内 2 人まで	900 円	1,800 円
		同一敷地内 3 人以上	810 円	1,620 円
	1 日に 3 回以上	同一敷地内 2 人まで	1,450 円	2,900 円
				4,350 円

		同一敷地内 3人以上	1,300 円	2,600 円	3,900 円
難病複数回訪問加算	1日につき	同一敷地内 2人まで	450円	900円	1,350 円
		同一敷地内 3人以上	400円	800円	1,200 円
	1日 3回以上訪 問の場合	同一敷地内 2人まで	800円	1,600 円	2,400 円
		同一敷地内 3人以上	720円	1,440 円	2,160 円

項目	内容	自己負担額/回		
		1割	2割	3割
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	*特別管理加算対象の方の場合追加加算	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	600 円	1,200 円	1,800 円
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月 2 回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月 2 回まで	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算(月 1 回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250 円	500 円	750 円
専門管理加算(月 1 回)	緩和ケア、褥瘡または人工肛門ケア自に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	自宅	2,500 円	5,000 円
	ターミナルケア療養費Ⅱ	施設	1,000 円	2,000 円
情報提供療養費1	区市町村等	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費2	学校・保育所など入学入園、転学転園時	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費3	入院・入所の際	150 円	300 円	450 円
DX 情報活用加算	医療 DX 情報活用した訪問看護の提供	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料(月 1 回)	訪問看護ステーションの処遇改善	78 円	156 円	234 円

基本利用料として、介護保険法により厚生労働大臣が定めた額をお支払いただきます。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(下記料金表)の1割か2割もしくは3割です(お持ちの介護保険負担割合証に準じます)。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(表1)保健師・看護師がサービスを行った場合

項目	医療保険 サービス利用料金
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週3日まで(30分以上) 5550円
	週3日まで(30分未満) 4250円
	週4日まで(30分以上) 6550円
	週4日まで(30分未満) 5100円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	同一日2人
	週3日まで(30分以上) 5550円
	週3日まで(30分未満) 4250円
	週4日目以降(30分以上) 6550円
	週4日目以降(30分未満) 5100円
	同一日に3人以上
	週3日まで(30分以上) 2780円
	週3日まで(30分未満) 2130円
	週4日目以降(30分以上) 3280円
	週4日目以降(30分未満) 2550円
精神科訪問看護基本療養費(IV)(外泊時)	8500円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問 7670円
	月の2回目以降の訪問 2500円
難病等複数回訪問加算(1日2回目)	4500円
難病等複数回訪問加算(1日3回目)	8000円
24時間対応加算 イ	6800円
24時間対応加算 口(イ以外の場合)	6520円
緊急訪問看護加算 14日目まで	2650円/回
緊急訪問看護加算 15日目以降	2000円/回
精神科重症患者支援管理連携加算(イ)	8400円/回
精神科重症患者支援管理連携加算(口)	5800円/回
早朝・夜間加算(6~8時・18~22時1回あたり)	2100円
深夜加算(22~6時1回あたり)	4200円
情報提供療養費	1500円
退院時共同指導加算	8000円
退院支援指導加算	6000円
長時間訪問看護加算(週1回)	5200円

在宅患者連携指導加算	3000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2000 円
複数名訪問看護加算(看護師:毎回)	1 回 4500 円/日
複数名訪問看護加算(看護師:毎回)	2 回 9000 円/日
複数名訪問看護加算(看護師:毎回)	3 回以上 14500 円/日
複数名訪問看護加算(准看護師:毎回)	1 回 3800 円/日
複数名訪問看護加算(准看護師:毎回)	2 回 7600 円/日
複数名訪問看護加算(准看護師:毎回)	3 回以上 12400 円/日
複数名訪問看護加算(看護補助者:週 1 回)	3000 円
訪問看護医療DX情報活用加算	50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780 円/月

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院、診療所または介護老人保健施設に入院する入所者が、退院または退所するにあたり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問加算Ⅰは、2 名の看護職員が訪問した場合に加算します。
- ※ 複数名訪問加算Ⅱは、1 名の看護職員と 1 名の看護補助者が訪問した場合に加算します。

(2) その他費用(自費)

項目	金額	
(1)死後の処置(消費税込)	15,000 円	
(2)医療保険の方の求めに応じて、営業日以外・営業時間外に臨時で訪問した場合かつ、緊急訪問看護加算・夜間早朝訪問加算・深夜訪問加算を算定できない場合(消費税込)		
(ア)訪問時間が 2 時間を超えた場合の加算(30 分につき)	2,200 円	
(イ)営業時間外 17 時 30 分～8 時 30 分の加算(30 分につき)	2,750 円	
(ウ)営業日以外(日・年末年始)の加算(30 分につき)		
9:00～18:00	3,300 円	
18:00～22:00	3,850 円	
22:00～7:00	4,400 円	
7:00～9:00	3,850 円	
(3)医療保険・介護保険が利用できない時の訪問看護 1 時間につき(消費税込)	8,550 円	
(4) サービス提供の為の費用 サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様のご負担になります。		
(5)交通費 ①通常の実施地域は無料です。	無料	
②地域外にお住まいの方	実施地域を超えてから 1 キロメートル当たり 20 円又はその実費	
(6)キャンセル料	前日までのご連絡	無料
	当日、ご連絡がなく職員が出向いた場合 ※ただし、利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料はこの限りではありません。	予定サービス全額の2分の1

#### (4) 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)現金支払い(集金に伺います)

(イ)事業所指定口座への振り込み

※振込手数料は利用者様負担となります。

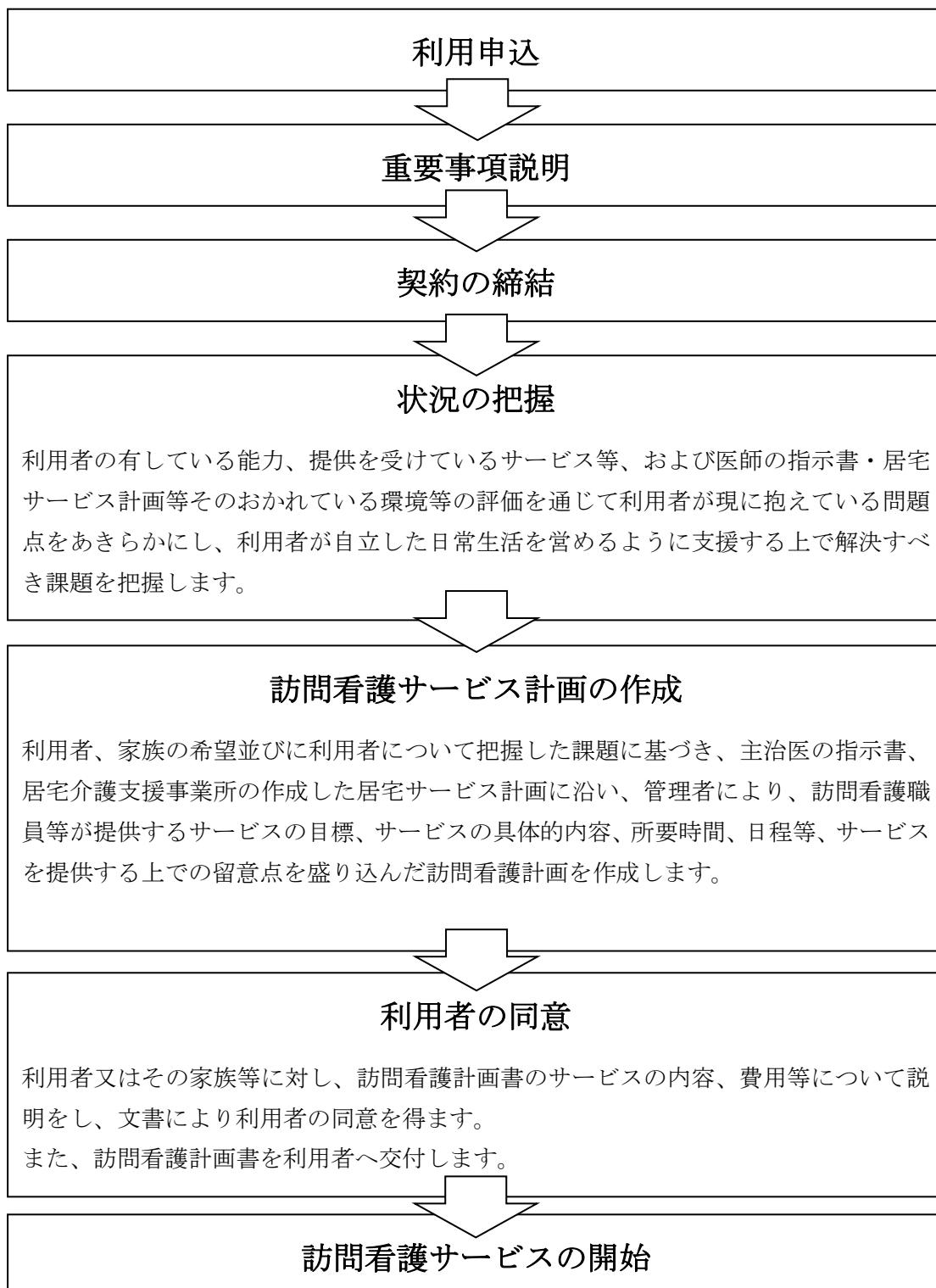
※お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

(振込先)

銀行・支店名	みらい信金	石垣支店
口座番号	(普)9303023	
名義	力)ミンナノキズナ ダイヒヨウトリシマリヤクシャチヨウ タカミ ツトム 株式会社みんなの絆 代表取締役社長 高見 勉	

## 6. サービス提供の手順

### (1) サービスの流れ



## 8. サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 訪問看護ステーションの管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書ならびに訪問看護記録書の内容について十分な助言、指導等必要な管理を行います。
- (4) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただき同意をお願いします。
- (5) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (6) 訪問看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

## 9. 家族への連絡

希望があった場合において、利用者に連絡する内容と同様の通知をご家族等へも行います。

## 10. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12. 居宅介護支援事業者との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 13. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者及び家族に限り、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び実費での複写物の交付を請求することができます。

### 14. 衛生管理等

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

### 15. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及・啓発するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所職員又は養護者(現に擁護している家族・親族。同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次のとおり虐待防止責任者を定めます。虐待防止責任者：管理者 狩生 昌代

### 16. 身体的拘束等の適正化のための処置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

## 17. ハラスメントの防止

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為

上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族などが対象となります。

(2) マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 18. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

(2) 事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

## 20. 緊急時の応対方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

### (1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

## (2)緊急連絡先

連絡先①	氏 名		続 柄	
	所 在 地			
	電 話 番 号		携帯番号	
連絡先②	氏 名		続 柄	
	所 在 地			
	電 話 番 号		携帯番号	

## 21.事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険
- (2) 損害保険の種類：訪問看護事業者賠償責任保険  
サービスの利用中の事故に対し損害保険を適応します。

## 22.契約の解約・終了について

(1) 利用者は契約の解約・終了を希望する場合には、1週間の予告期間をおいて文書により通知することとでいつでも解約・終了することができます(利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情はこの限りではありません)。

(2) 次の事由に該当する場合には、直ちに解約・終了することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ②事業者が守秘義務違反に反した場合。
- ③事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④事業者が破産、事業縮小によりサービス提供困難になった場合。

(3) 次の事由により、事業者側より契約の解約・終了を申し出る場合には1か月の予告期間をおいて文書により通知することで解約・終了することができます。

- ①利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告したにも関わらず10日以内に支払われない場合。

②利用者または家族が事業者に対してサービス提供を継続しがたい程の重大な背信行為を行った場合。

(4)次の事由の場合は、事業者は直ちに解約・終了することができます。

- ①利用者又はその家族等から、当事業所職員に対してハラスメント行為が確認された場合。
- ②利用者又はその家族等から、当事業所職員に対して犯罪行為が確認された場合。
- ③利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、重大な事情を生じさせた場合。これについては、予告期間なく即日契約解除します。

(5) 次の事由に該当した場合には、自動的に解約・終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合。
- ③利用者が死亡もしくは介護保険被保険者資格を喪失した場合。

## 23. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所は利用者及び家族等からの、要望・苦情・相談等について誠意をもって対応いたします。

当事業所相談窓口	苦情解決責任者	狩生 昌代
	ご利用時間	月曜日～土曜日（日曜日および年末年始は除く）8:30～17:30
	電話番号	080-4186-2038
	FAX番号	0977-76-5672
第三者委員窓口	ご利用時間	月曜日～金曜日（祝日・8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く）9:00～16:30
	第三者委員氏名	大島 隆
	連絡先	月曜日～金曜日（祝日を除く）097-578-7725（株）システムコンサルタント内）
九州厚生局 大分事務所	ご利用時間	月曜日から金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）8:30～17:15
	所在地	大分県大分市新川町2丁目1-36
	電話番号	097-535+-8061（代表）
	FAX番号	097-548-5387
大分県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間	月曜日から金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）8:30～17:30
	所在地	大分県大分市大手町2丁目3番12号
	電話番号	097-534-8470
	FAX番号	097-535-7031
大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班	ご利用時間	月曜日から金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）8:30～17:30
	所在地	大分県大分市大手町2丁目2番12号
	電話番号	097-506-2684
	FAX番号	097-506-1737

## 24. 訪問の中止

以下の場合は、訪問看護サービスを中止させて頂く場合があります。

- (1)各種警報が発令された場合。
- (2)感染症等により訪問看護職員が訪問看護サービス提供困難と判断した場合。
- (3)訪問看護職員に対するハラスメント(モラルハラスメント、セクシャルハラスメント等)の行為が確認された場合。

## 25. 担当する看護職員の変更を希望される場合

利用者のご事情により担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、下記までご相談ください。利用者のご希望をできるだけ尊重いたしますが、当事業所の人員配置体制等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご承知ください。

当事業所相談窓口	管理者	狩生 昌代
	ご利用時間	月曜日～土曜日（日曜日および年末年始は除く）8:30～17:30
	電話番号	080-4186-2038
	FAX番号	0977-76-5672

## 26.その他留意事項

(1)当事業所では金銭管理、金銭貸借の取り扱いはできません。

(2)自宅の鍵の預かりはできません。

(3)ペットについて

訪問看護利用時は、ペットをリードでつなぐ、別室に連れていくなどケア提供に支障がない用語はご配慮をお願いします。

(4)職員への贈り物や飲食等もてなしはお受けできませんのでご了承ください。

(5)職員への宗教活動や政治活動、その他営利活動等は行わないでください。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から指定訪問看護サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人・家族  
(選任した場合) 住 所

続 柄 ( )

氏 名 印

指定訪問看護サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者 法人名 株式会社 みんなの絆  
代表取締役 高見 勉 印  
住 所 〒874-0913  
別府市大字鶴見3301番地の1  
事業所名 精神科訪問看護ステーション みんきず  
〒874-0913  
住所 別府市大字鶴見3301番地の1  
(事業所番号: 4460290499 )

責任者氏名 狩生 昌代

説明者氏名

